生駒市教育委員会規則第５号

　学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

　　令和７年１０月２８日

生駒市教育委員会

教育長　　原　井　葉　子

　　　学校教育法施行細則の一部を改正する規則

　学校教育法施行細則（昭和３０年１０月生駒市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

　第１８条第２項を次のように改める。

２　前項の出席簿は、校務支援システム（電子計算機を使用して校務に関する事務を行うための情報処理システムをいう。）で作成されるものをもってこれに代えることができる。

　様式第１１号を次のように改める。

様式第１１号　削除

　　　附　則

　この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校教育法施行細則の規定は、令和７年９月１日から適用する。